

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏  
名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名 氏 名 住 所

理事 栗 原 健 一 埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保四百四十七番地

### 二 退任

職名 氏 名 住 所

理事 加 藤 勉 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西四丁目十七番地十八